平成２３年（フ）第１３７１７号
東京都大田区大森本町２丁目２－１－252
債務者　進藤　義光
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１８号
東京都足立区皿沼２丁目17―17―302
債務者　藤崎　正男
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１９号
東京都杉並区阿佐谷南１－46－１－102、住民票上の住所東京都杉並区阿佐谷北４丁目４－15
債務者　岸野　政貴
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２２号
東京都墨田区向島４丁目21－８
債務者　草竹　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２３号
東京都杉並区和泉４丁目42－９
債務者　佐藤亜由美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9774―202
債務者　礒部　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２７号
東京都足立区千住橋戸町93－２－106
債務者　西村　　智
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２９号
東京都葛飾区西水元６丁目11－７
債務者　波方　月美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３２号
東京都葛飾区堀切６丁目28―18　株式会社吉岡工業内
債務者　佐藤　公一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３５号
東京都新宿区須賀町10　第１マンション四谷303
債務者　丸山　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３６号
東京都足立区足立２丁目39―９―201
債務者　田邨　信哉
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４１号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―24―206
債務者　菅野　友子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４４号
東京都足立区加平１丁目６－14
債務者　宍戸　英明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４６号
東京都渋谷区上原２丁目29―５―205
債務者　高山　拓明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４７号
東京都江戸川区東葛西６丁目38―19―108
債務者　下園ミスエ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４８号
千葉県習志野市本大久保３丁目16―17
債務者　松田　麻理
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部